

令和7年度第1回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会
認可確認部会会議録

1 日時 令和7年7月2日（水）13時30分～15時30分

2 場所 秋田市役所3階 3-D会議室

3 出席者

(1) 委員（4名）

奥山順子部会長、山崎純副部会長、上村清正委員、加藤敏委員

※欠席委員には資料送付のうえ、意見の有無を確認した。

(2) 事務局

子ども総務課：牧野課長、麻木課長補佐、齋藤主席主査、近藤主査、
佐藤主任

子ども育成課：長谷川課長、臼木副参事、菊地主事

4 傍聴者 なし

5 会議の内容

(1) 開会

(2) 議事

・乳児等通園支援事業の認可について

(3) その他

(4) 閉会

6 議事要旨

○一般型（在園児合同）

(1) かんば認定こども園

・奥山部会長

乳児等通園支援事業の利用者と在園児と一緒に保育するということがよい
か。

・事務局

在園児と一緒に保育をするということだった。

・加藤委員

一時預かりは一時預かりで別に行うのか。

・事務局

別に行う。

- ・奥山部会長

一時預かりも本制度も、いつ何歳児が何人来るかというのは流動的なので、多分流動的にいろいろ工夫をされるのだらうと思う。その子の状態にもよると思う。

- ・上村委員

この施設は今回一般型ということで挙げられているが、余裕活用型と一般型の人員配置で大きな差は何かあるか。

- ・事務局

職員配置について、一般型に関しては、通常の設定員に加えて乳児等通園支援事業の設定員を設定するので、追加の人員配置が必要となる。余裕活用型に関してはもう既に認可を受けた利用定員の範囲内で乳児等通園支援事業の子どもを受け入れるので、職員の数を増やす必要はない。

- ・上村委員

一般型は職員を多く配置して対応するということか。

- ・事務局

そのとおりである。職員数については基準を満たしていることを確認している。

(2) こども園あきた風の遊育舎

- ・奥山部会長

制度の利用者の受け入れ可否は、施設が個別に判断するのか。

- ・事務局

施設を利用する場合は、その施設と事前に面談をして、可能であれば随時利用していく形になる。

- ・奥山部会長

多分この施設はオープンな環境でいろんな園児たちが行ったり来たりしながら生活をしている場所だと思う。そこに一時的に利用する子どもが増える状況。場合によっては障害のあるお子さんや少し不安定なお子さん、あるいは親と一緒にじゃないといられないというような場合に、このオープンスペース以外に何か落ち着ける場所が在園児のためにもあればいいかなと考えた。

- ・加藤委員

最初は親も一緒でもいいということで、そこは特別縛りはないのか。

- ・事務局

最初の段階では親子通園を認めており、施設の判断でお願いすることや、親の方でも心配なので、という場合があると思う。

- ・奥山部会長

多分一般の入園児でも最初は親子通園というようなケースもたくさんあると

思うが、どんなお子さんがいらっしゃるかわからないし、場合によりその安全の確保ということも必要ではないか。また、この制度は障がいがあってもなるべく受け入れるというようなことか。

- ・事務局

障がいがあるから断るのではなく、障がいがあって、例えば施設の方でそれに関しての加配が難しいなどの理由がない限りは、基本的には受入れすることになっている。

- ・奥山部会長

多分この年代の子どもの場合、実際受け入れてみないとわからないという場合もあると思うし、いきなり新しい環境の中ですごく不安になって少し多動になるなどそういう子も考えられるので、どこかにスペースがあった方がその子のためにも、他の子どもたちのためにも、いいのかなと感じた。

- ・上村委員

前のかんば認定こども園の件である。料金の設定のところ、市からは、本制度を1時間利用した場合の保護者負担は300円で設定という話があった。かんば認定こども園は30分あたり150円、1時間あたりは300円となっている。他のところも1時間300円という形で設定されているが、かんば認定こども園も1時間あたりだと300円になるからこの内容で問題ないということだと思う。1点、キャンセル料について、他の施設にもキャンセル料があるところはあるのだが、かんば認定こども園は、キャンセルした場合に300円と設定されている。運営していくにあたっては、利用の仕方や料金設定をしっかりと保護者にお伝えし、理解のうえでの利用となるので問題ないと思うが、もしかしたら、人によっては30分150円なのにキャンセル料が300円とはどうなのか、という話になりかねないので、そういったトラブルがないよう、施設から利用者へしっかりと説明をしていただきたい。

(3) こども園いずみ風の遊育舎

- ・奥山部会長

この施設についてはあきた風の遊育舎と同様に、オープンスペース以外にどこか落ち着ける場所が確保されていたらいい。

- ・奥山部会長

1歳児と2歳児については、在籍数が現時点で定員を上回る。乳児等通園支援事業では1歳児と2歳児それぞれ3人ずつの受け入れで、職員数は確保しているということだが、実際には厳しいということはないか。

- ・事務局

面積基準や人員配置の基準は満たしていることを確認しているので、追加でそれぞれ3人受け入れること自体に関しては、問題はない。

- ・奥山部会長

数字上は満たしているの認可ということだとは思いますが、実際、初めての子どもが3人一度に来るといったケースはめったにないかもしれないが、子ども3人だからそこに職員1人でいいというわけにはいかないのが現実なのではないかと、少し心配をしてしまう。

(4) こども園こうほく風の遊育舎

- ・奥山部会長

こちらも生活スペースのこと（オープンスペース以外にどこか落ち着ける場所が確保されてたらい）と、子どもの数である。1歳児は定員20名に対して24名が在籍しているという状況なので、その他に乳児等通園支援事業で3名受け入れたら、1歳児27名と結構多い。基準を満たしているということなので、十分な配慮と工夫をもとに、事業を実施していただきたい。

(5) ゆめの樹保育園

- ・上村委員

給食の提供について、午前利用した場合は給食あり、午後利用した場合はおやつ提供となっているが、その他の料金は無となっている。1時間300円の中に、午前利用した場合には給食費も含まれて、午後利用した場合はおやつ費用も含まれているという理解でよいか。

- ・事務局

そのとおりである。

- ・奥山部会長

ここは園庭のない園。在園児が外に出かけるということもあると思うが、その場合受け入れた子どもたちは一緒に外に行ったりするのか。それとも外には連れて行かないのか。

- ・事務局

在園児合同なので、同じように保育を提供するものと思う。

- ・上村委員

この施設で園庭の扱いができる場所は多分、わかこま第二保育園の隣の公園になるか。申請上はどこかあるか。

- ・事務局

乳児等通園支援事業には、園庭の基準はない。

- ・上村委員

近くの公園だと確か100m、200mぐらいところにもう一つあったと思うので、多分そちらの方でも、外で遊べるというイメージは何となくできる。

- ・奥山部会長

経験したことがないのでわからないが、初めての子どもと一緒に外に連れて行くというのは大丈夫なのか。

・加藤委員

0歳児なら却ってわからないから大丈夫か。

・山崎委員

1、2歳児でおんぶして行くことがある。

・奥山部会長

それが嫌な子もいる。子どもたちと会って見ないとわからないところもある。

(6) ビーンズ保育園

・奥山部会長

定期利用の条件はあるのか。

・事務局

定期利用の要件は特になく、イメージとしては毎週火曜日の午前中を使うというようなもの。それ以外で単発で利用するのが定期利用以外の使い方。使えるのが1か月あたり10時間になるので、毎週1回行くと2時間ずつという感じになる。

・上村委員

事業計画書の「(3)事業スケジュール、施設の面積等、職員状況」の部分で、事業の施設面積のところ0歳児3.39㎡、1歳児3.44㎡、2歳児2.16㎡となっているが、これは平面図の右上だけの面積で、事業の施設面積ではないのではないか。

・事務局

はい。記載の誤りである。

・上村委員

後日、書類的に訂正されたものが提出されるという形か。

・事務局

確認して訂正する。

・奥山部会長

ここも園庭がないが街区公園が隣接している。

○余裕活用型

(1) サン・パティオこども園

・奥山部会長

ここも園庭のない街中の保育園なので、十分な配慮のもとに受け入れていただきたいと思う。

・上村委員

料金のところで、給食費の記載があり、キャンセル料の記載がないが、料金設定等は全部記載されているのか。

・事務局

料金については全て記載している。

・奥山部会長

給食の提供がある場合に、一般型には調理設備等の配置状況の記載があるが、余裕活用型の場合は必要ないのか。

・事務局

余裕活用型は、既に認可された既存の設備を使うので、改めて確認はしていない。

・加藤委員

余裕活用型について、保育園の入所希望と乳児等通園支援事業の利用希望とどちらが優先されるのか。

・事務局

利用についてはシステムで全て管理するが、既存の施設が定員となった場合、乳児等通園支援事業の予約ができなくなる。

・奥山部会長

この園は0歳児の在籍児童が1名で、現時点で余裕がある。乳児等通園支援事業に年齢ごとの定員があるが、仮に1歳児と2歳児が定員となった場合、合計の定員の範囲内で、0歳児を年齢ごとの定員より多く受入れすることができるのか。それとも年齢ごとの定員は固定されているのか。

・事務局

乳児等通園支援事業に関しては教育・保育施設でいうところの弾力運用の通知がないため、年齢ごとの定員以上は受け入れできないと思われる。

・山崎委員

職員配置のところで、非常勤保育士1名配置となっているが、固定なのか。

・事務局

余裕活用型なので現在配置されている職員で対応することになるが、乳児等通園支援事業に従事する人をできるだけ特定することとなっているため、この園では特定している記載となっている。

・山崎委員

ここは申込がなくても職員が配置されているのか。

・事務局

申し込みがなければ、通常の業務を行うと思う。

・山崎委員

職員配置については、シフトで回して出勤した職員が乳児等通園支援事業の利用者を対応するイメージだった。

- ・加藤委員

特定といっても実際はみんな保育するのではないか。

- ・上村委員

余裕活用型の職員配置について、例えば0歳児だと3人に1人ずつ職員を配置する基準なので、定員が6人だった場合は、そこには2人職員がついているという状況。入所している子どもが3人だと、職員1名に余裕があるので、その職員が乳児等通園支援事業を利用する子どもさんの対応するという形をイメージしていた。なので、定員が埋まれば、当然もう受け入れもできなくなる。先ほどの一般型はプラスの職員がいるので、既存の施設の職員配置で足りない場合その職員が対応するということであろうが、この余裕活用型は、あくまでもいる職員数の範囲内で対応できる子どもを受け入れるということであろう。

- ・山崎委員

当NPOでも一時預かりを行っているが、施設と違って突然初めてのお子さんと親御さんを相手にするので非常に難しい。初めは子どもの観察から入ってからののでやっぱりベテランの先生たちに対応していただきたいと思っているため、非常勤の人が悪いという訳ではないが、常勤2人などにできないのかと思った。できれば、慣れるまではベテランの先生が対応していただければと思う。

- ・奥山部会長

ベテランの非常勤の人でも現場にはいらっしやるので、できるだけ経験豊富ないろいろな知見を持った方々がいればいいが。十分考えられたうえで計画を立てていると思われるが、将来的には障がい児や医療的ケア児についても前向きに考えたいとも書かれているので、余計にその体制をしっかりとしていただきたい。繰り返しになるが、子どもも初めての環境の中で、不安定な子どもに職員がかかりきりになってしまったり、その子がいることで在園児も不安定になったりというような状況もあり得るので十分に配慮して、頑張ってください。

(2) あおぞら幼保連携型認定こども園

(3) 幼保連携型認定こども園 あおぞらなないろ園

- ・奥山部会長

(2)と(3)については、次回の認可確認部会で意見を伺う。

(4) オランジェリー秋田第1保育園

- ・奥山部会長

この施設は、医療的ケア児の受け入れにも積極的な姿勢が記載されているが、看護師は配置されているのか。

- ・事務局

看護師は配置はされていない。

- ・奥山部会長

市とともに、受け入れ可否について検討するとあるが。

- ・事務局

もし看護師が配置されていて、こちらの施設で医療的ケア児を受け入れたいということであれば、市で定めている医療的ケア児のガイドラインがあるので、それをお示しして、一緒に安全な実施方法を協議していきたいと思う。

(5) し～な保育園

- ・奥山部会長

事業の定員が利用定員と同じ数になっているのは、在籍児童がゼロになることを想定しての設定なのか。

- ・事務局

在籍児童がいなかった場合は、利用定員の上限まで乳児等通園支援事業で受け入れたいという考えだった。

- ・奥山部会長

仮に、在籍者数が減ったとしても、職員数は維持して運営していくということか。

- ・事務局

そのとおりである。

- ・加藤委員

現時点で、0歳児は利用定員7名に対し在籍児童は2名となっており、乳児等通園支援事業の定員が7名ということで7名全員利用したとすれば、計9名となってもよいのか。

- ・事務局

余裕活用型なので余裕がある部分まででしか受け入れられない。在園児がゼロになったら、利用定員まで受け入れたいということになる。

- ・事務局

事業計画書の2ページ目の(2)の事業内容の利用定員について、「※2利用定員は同時に利用する人数の上限」と書いてあり、余裕活用型の場合は「既存施設の利用定員の内数」ということなので、実際に在籍児童がゼロになった場合は、この上限にあたる7名を受け入れたいという考え方となる。

- ・奥山部会長

この受け入れ数というのは一度に受け入れるのか。例えば、あまり現実的ではないと思うが、今日7名受け入れ、明日は全く違う子どもを7人受け入れる。そういう状況を続けるのはかなり厳しいのではないか。そこで本当に安心でき

る安全な保育が維持できるのかを考えたときに、制度としては満たすかもしれないが、実際受け入れはかなり困難なのではないか。手引きを見ても、受け入れる子どもについては、個別の記録や指導計画も作成するとの記載もあり、そういう状態で果たして現実として、質を担保した保育を、持続できるのかなという疑問はある。実践する人たちにかかなり負担が大きいことになるのではないか。

・事務局

もしも毎日7人来るとなれば、施設の方でも多分ひるむだろうが、秋田市内全体で一時預かりの利用者は1日平均9人で、その9人が一つの施設に集中はしないし、来ても1人2人ぐらいと考えていると思う。定員は記載する必要があるので7人と書いてあるのではないか。

・奥山部会長

この数というのは公開される数か。

・事務局

システムでは「受け入れ可能」と表示される。

・奥山部会長

保護者の方たちの心情として、預ける際になるべく丁寧に見て欲しいという気持ちが湧くと思う。大勢の定員が設定されていた場合どう思うか。7名を設定することは可能であろうが、預ける方が、安心感が持てるような数字にしておいた方がいいということはないか。

・山崎委員

秋田市内で一時預かりが一日平均9人というお話だったが、当NPOも子ども広場だと認知されているからかもしれないが、毎日のように1人以上の一時預かりの子がいる。各施設については、実際事業を開始してからでない子どもが来るかどうかはわからないが、多くの方が利用できるという定員にしてしまうと受け入れざるを得ないし、子どもを預かる保育士の希望としては、安心して預かれる定員にしたいのではないか。

・上村委員

子どもさんは初めてのため多分不安になるので、あとはどれだけ受け入れる側がしっかり対応していけるかということではないか。慣れないところに来て、短い時間だけ利用して、それが断片的に月10時間。子どもさんにとってはちょっと制度的にはしんどいだろう。保護者にとっては利用しやすいところはあるだろうが。それを踏まえたうえで、受け入れる側がどれだけ子どもさんを安心させられるかという保育の専門性が問われるように感じる。あとは利用定員と事業の定員が同じになっており、他のところと表示の仕方が違うので、そこは利用者の方がわかるようにしておけばいいと思う。

(6) わかこま第一保育園

・上村委員

その他料金で、利用時間を超えた際の500円とは何か。

・事務局

利用できる時間を超えても、保護者が迎えに来ない場合に追加で徴収するという意味合いの料金の設定である。

・奥山部会長

先ほどと同じように街の中の施設で園庭がないので、外に出かけなければいけないことの対応を十分にしていきたい。

・奥山部会長

障がい者の受け入れについて、職員数の状況により受け入れが不可能な場合があると書かれているが、通常は受け入れが可能だが、日によっては受け入れられない日もあるということか。それとも全体として職員の体制整備の状況によって受け入れられないこともあるという意味か。

・事務局

職員の休みが多い時期は受け入れは難しいし、例えば4月の子どもの数が少ない時期であれば受け入れは可能だけでも2月3月で子どもがいっぱいになってきたときには難しいということがあると思う。細かいところは施設に直接確認しなければわからない。

・奥山部会長

条件が整っているのであれば、受け入れが可能という意思表示と受け取ってよいか。

・事務局

そのとおりである。

(7) わかこま第二保育園

・山崎委員

職員配置の保育士等の人数はこれで合っているか。トータルで対応に当たる人数を書き添えてくるのではないか。

・事務局

余裕活用型で定員の範囲内で受け付けるので、対応する職員として全体の職員数が書かれている。

・山崎委員

他の園も全部そういうことか。

・事務局

職員配置に関して、余裕活用型は施設の定員の範囲内での受け入れのため、対応する職員は全職員ということになると思うが、国の通知で、乳児等通園支援

事業にあたる人をできる限り特定することとあるため、他の園の職員配置では特定している場合もある。

・奥山部会長

他の意見としては前の施設と同じ（街の中の施設で園庭がないので、外に出かけなければいけないことの対応を十分にしていきたい。）。

(8) 認定こども園 山王幼稚園・保育園

・加藤委員

ここは職員配置の記載方法が前のわかこま第二保育園とは違う。

・事務局

対応する職員を特定している場合と全職員を記載している場合との2パターンがある。

・上村委員

こちらの設置者は学校法人。他の設置者は社会福祉法人などで定款の変更や理事会での決定などが必要だが、学校法人は何をもって実施の決定を確認したのか。

・事務局

学校法人は寄附行為を変更することになる。この施設はまだ寄附行為は変更されていないが、理事会で寄附行為を変更する旨を決定したという議事録の提出を受けている。

(9) 大野保育園

・奥山部会長

この施設は定員を0歳児だけ1名としているが、現状の対応として1名なのか。それとも先を見通しての計画なのか。

・事務局

1歳児と2歳児に関しては、通常定員が埋まるので、余裕が出ないという判断で受け入れしないが、0歳児に関しては余裕があるので、乳児等通園支援事業に充てるとのことだった。

・加藤委員

来年在園児が減ったとすれば、乳児等通園支援事業の定員を増やすことはできるのか。

・事務局

変更届を出していただき変更することができる。

・奥山部会長

この施設の受入れは1歳未満まで。それに対して、その事業内容等については、例えば実施方針で「クラスとの交流」や「集団に慣れる」、「集団の楽し

さ)、などの記載がある。乳児も集団や他の子どもに関心を持つが、0歳だけを受け入れる内容にふさわしいのかどうかとを感じる。利用促進に向けた取組についても、「試行錯誤しながら楽しんでおり」などの記載があり、将来的にそうなるのだろうが、受け入れようとする子どもの年齢と内容がマッチしていない気もする。

- ・山崎委員

クーポン券は利用できるのか。

- ・事務局

クーポン券は利用できるよう担当課と協議している。

- ・山崎委員

8月から概ねスタートするようだが、今年度もクーポン券が利用できるのか。

- ・事務局

今年度の利用からクーポン券が使えるように協議している。

- ・加藤委員

全体のことだが、一時預かりと乳児等通園支援事業の大きな違いはなにか。

- ・事務局

基本的に乳児等通園支援事業は、一時預かり事業の機能に加え、子どもの成長のために子どもを通わせるというのが大きな違い。また、一時預かりの場合はシステムを使っていないが、この乳児等通園支援事業は全部システムで管理で、保護者はスマホで全部できることになる。大きなところはこの二つだと思う。多分一時預かりは電話で受付をすると思うが、乳児等通園支援事業はスマホで全てやるので、利用者の利便性は全然違うと思う。

- ・山崎委員

一時預かりでも専用システムでやってもらいたい。別の会議でも提案したが、そのときはできないという回答だった。

- ・事務局

おそらく専用システムを入れるとすれば大変なお金がかかると思うが、乳児等通園支援事業に関しては国が全て用意するため、秋田市の負担がない。

○その他

- ・奥山部会長

全体的なこと、秋田市への要望である。四半世紀ぐらいの前になるが、日本保育学会が全国の保育園のいろんな課題を抱えている象徴的な地域を4か所抽出して調査研究をした。その中で少子化、過疎化が進む地域として秋田県を抽出して調査をした。私もその委員で関わらせていただいた。そのとき秋田市は少子化が始まってはいたが対象外で、秋田市外の過疎地域を中心に、アンケ

一ト調査ではなく個別の聞き取り調査を行った。

今のような子育て支援の体制も行政の体制も整っていない時代なので、簡単には比較できないが、そのとき調査した地域と今の秋田市が重なるのは、まず待機児童の問題がほぼなくなっているという状況。それから、共働きの家庭が多く、ほとんどの人が日中地域外に働きに出ていき、地域の中で子育て家庭で子育てをしている人はごく少数という状況。その状況は今の秋田市と重なる。

どういう人が家庭で子育てしてるかという、自ら積極的に家庭で子どもを育てたいという選択をした人たちや、あるいは育児休業中の人たちで、その人たちが非常に孤立化して、お友達にも会いに行けないような現実があった。

それ以外にどういう人たちが在宅で子育てをしていたかという、障がいを持っている方が相当数いらっしやった。それは子どもの障がいだけではなく、親自身の問題もあった。これまでに障がいだという診断を受けたり認定を受けたりしている人は、何らかのサポートが受けられていたり、どこかのネットワークの中に入ることができていると思うが、それに至らないような、例えば、親自身が少しメンタルの課題を持っているとか、今までそういうことを言われてこなかったけれども少し親自身に発達障がいがある外とのコミュニケーションが難しいとか、あるいはいろんな情報を見ても的確に判断したり理解したりすることが難しい保護者の人たちなどであった。

それからもう一つ、その時代は外国籍のお嫁さんを迎えようと行政も積極的になっていた時代だったこともあって、外国籍のお母さんたちが、家庭で子どもを育てていて、その人たちに情報も届かないうえ、自分から働きかけていくこともできない人たちが、その地域の中で在宅で子育てをしているという現状が見えてきた。全体数としては少ないけれども、やっぱりその中で子どもたちにしわ寄せが来たり、場合によっては虐待のようなことに繋がったり、いろんな事例が進む中で、少数ではあったが出てきた。

情報発信をする、それに対して保護者が申し込む、問い合わせをする、相談に来るということができる人たちはいいけれども、それができない人たちがいる。今秋田市では全戸訪問やネウボラなどいろいろな事業もしていると思うが、障がいの支援だとか、いろいろな形のネットワークの中で、そういう人たちが繋がっていけるようにしていただきたい。受け入れる園の方たちにも、そういう難しさを抱えた人たちに対し、1回だけだったり、定期利用とはいっても対応が難しい部分があると思う。継続して在園してる子の親であれば関係性が築かれてるからいろいろな指導や助言もしやすいが、週1回しか来ない人になかなか踏み込んでの助言は難しいと思うので、これを受け入れることで、園自体が外と繋がっていけるような体制を作ってほしい。市の方からも、園の方にそういうところと繋がって開いてほしいというようなことを積極的にお伝えさせていただきたいし、市の方の体制もそういうふうであってほしいと願っている。